

# 社会福祉法人 奈良社会福祉院 矢田の郷 運営規程

第1条 社会福祉法人 奈良社会福祉院が開設する「矢田の郷」（以下「事業所」とする。）において実施する指定老人福祉施設の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業所の目的）

第2条 要介護者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従業者は、要介護者に対し、1人1人のニーズに応じた施設サービス計画書を立案し、その有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことが出来るよう、個別ケアを中心としたサービスを提供する

2 入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の生活の安全・安心及び生活の充実並びにご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目指す。

3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めると共に、関係市町村区とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 矢田の郷

(2) 所在地 大和郡山市新町991番地

（職種、員数、及び職務内容）

第5条 指定介護老人福祉施設の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

・管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務を一元的に行う。

・医師 1名以上（嘱託）

医師は、入居者の健康の状況に注意すると共に、健康保持のための適切な措置をとる。

・介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、入居者に施設サービス計画を作成し、その実施に向けての必要な調整その他の援助を行う。

・生活相談員 1名以上

生活相談員は、入居者又はその家族からの相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。

・看護職員 2名以上

看護職員は、入居者の健康の状況に注意すると共に、健康保持のための適切な処置をとる。

・介護職員 12名以上

介護職員は、心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

・栄養士（管理栄養士） 1名以上

栄養士（管理栄養士）は、食事の提供にあたり、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

- ・機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、入居者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

但し、本サービスは空床利用型短期入所生活介護事業の従業員の員数と兼務させる。

- ・上記以外に他職員を置くことがある。
  1. 主幹は施設長を補佐する。
  2. 名誉施設長、名誉副施設長は施設長の諮問に応じる。
  3. その他の職種、職務の職員を配置する場合は、理事長並びに施設長により業務内容を指示することとする。
- ・施設長に事故があるときは、予め法人で定めた職員が代行する。

#### (入居定員)

第6条 事業所の入居定員は、35人とする。

- ・さくらユニット10名
- ・ひまわりユニット9名（内、短期入所生活介護2名）
- ・さきょうユニット10名（内、短期入所生活介護1名）
- ・さざんかユニット9名

#### (サービスの内容)

第7条 事業所サービスの内容は、次の通りとする。

身体上又は、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものに対し、食事や入浴、排泄といった日常生活上の介護や機能訓練、健康管理等のサービスを提供する。

- 2 サービスの提供にあたっては、指定介護老人福祉施設サービス計画に基づいて、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行う。

#### (利用料その他の費用の額)

第8条 事業所の利用料の額及び基本食事サービス費は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業所が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 食費、居住費、その他の額は次の額とする。
  - (1) 食費は1日につき、1,445円（朝215円、昼615円、夕615円）とする。利用者負担第1～3段階の方は負担限度額に120円を加えた金額を徴収する。
  - (2) 居住費はユニット型個室でトイレ付きとトイレ無しの部屋があり、1日につき2,303円を基本とする。負担限度額認定中の方は基準額に333円を加えた金額を徴収する。
  - (3) その他日常生活で係わる費用の徴収が必要な場合には、入居者又はその家族に対して事前に説明をし、支払に同意を得るものとする。

#### (施設利用にあたっての留意事項)

第9条 事業所はサービス提供の際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 災害その他やむを得ない事由がある場合を除き、入居定員及び居室定員を超えて入居させない。
- (2) 入居者の使用する食器等施設の備品や設備、さらに飲用供する水について、衛生的に管理する。
- (3) 感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講じる。

- (4) 入居にあたっては、入居者又はその家族に対して介護上必要な事項について、丁寧にかつ理解しやすいように指導説明を行う。又、入居者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うと共に、施設サービス計画に基づき、機能訓練及び日常生活を行う上で必要な援助を行う。
- (5) 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。
- (6) 退居にあたっては、心身の状況や環境等を勘案し、居宅介護支援事業者や保健医療福祉サービス提供者との連携に努め、必要な援助を行う。
- 2 入居者はサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。
- (1) 入居の休止および中止を希望する場合には、すみやかに施設に連絡すること。また、入居中に心身の状態に異変が生じた場合には直ちに職員・事業所へ連絡すること。
- (2) 外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより届け出ること。
- (3) 事業所が特に必要と指定する用具備品は用意準備すること。
- (4) 医師の診断や日常生活上の留意事項、入居中の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意すること。
- (5) 事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力すること。
- (6) 事業所内で次の行為をしないこと。
- ・ 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
  - ・ けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
  - ・ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
  - ・ 指定した場所以外で火気を用いること。
  - ・ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 施設は、介護老人福祉施設のサービス提供を行っている時に、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て施設が定めた配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応することとする。
- 2 施設は前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行う。

(非常災害対策)

- 第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 防火管理者は担当職員を当て、火元責任者には部署の代表者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防団を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
  - ・入居者を含めた総合訓練 年2回以上
  - ・非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について事業継続計画を策定し、職員及び入居者に周知徹底を図るため、定期的な避難訓練や研修などを実施する。なお事業継続計画は、以下の2つの事態に対応するものとする。
  - ① 非常災害時
  - ② 感染症蔓延時

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理、感染症対策)

- 第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期に実施する。

(就業環境の確保)

- 第14条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第15条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- ・採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ・継続研修 年5回以上
- 2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を

- 保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人奈良社会福祉院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
  - 5 事業所は必要な記録、帳簿等を整備し保存する。

- 附則
1. この規程は法人の評議員会、理事会の議決を得て令和7年4月1日から施行する。令和6年4月1日付運営規程は廃止する。
  2. この運営規程の改廃は法人の評議員会、理事会の議を得て行うものとする。